

令和8年2月20日
中部地方整備局

独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所：

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ①日本交通技術（株） | 東京都台東区上野7丁目11番1号 |
| ②ジェイアール東海コンサルタンツ（株） | 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目33番10号 |
| ③大日コンサルタント（株） | 岐阜県岐阜市藪田南3丁目1番21号 |
| ④（株）トーニチコンサルタント | 東京都渋谷区本町1丁目13番3号 |
| ⑤丸栄調査設計（株） | 三重県松阪市大町102番地2 |
| ⑥東海旅客鉄道（株） | 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号 |

2. 指名停止措置期間：①⑤⑥：令和8年2月20日から令和8年6月19日まで（4ヵ月）
-
- ②③④：令和8年2月20日から令和8年4月19日まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要：

上記6事業者は、公正取引委員会により、令和7年12月19日、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道（株）が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 指名停止措置理由：

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
5 (独占禁止法違反行為) 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

〇問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号 (052) 953-8138